

「投資顧問契約書」の一部改正について

下線部変更
(平成25年12月1日)

現 行	変 更 前
(前 文) (省 略)	(前 文) (現行どおり)
第1条 (省 略)	第1条 (現行どおり)
(助言の内容及び方法)	(助言の内容及び方法)
第2条 (省 略)	第2条 (現行どおり)
<p>2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者 および乙への連絡方法は、次の通りとする。</p> <p>(1) 分析者・投資判断者 マーケティング部長 鶴見 豪</p> <p>(2) 当社への連絡方法</p> <p>①電話番号 0120-729-365</p> <p>②メールアドレス imr-info@invast.jp</p> <p>(以下省略)</p>	<p>2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者 および乙への連絡方法は、次の通りとする。</p> <p>(1) 分析者・投資判断者、<u>助言者</u> マーケティ ング部長 鶴見 豪</p> <p>(2) 当社への連絡方法</p> <p>①電話番号 0120-729-365</p> <p>②メールアドレス imr-info@invast.jp</p> <p>(以後現行どおり)</p>
<p style="text-align: right;"><u>平成25年10月14日</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>平成25年12月1日</u></p>